

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に 基づく自主回収報告制度について

1 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例について

福岡県は「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」（以下「県安全安心条例」という。）を平成28年10月11日に制定・公布した。（施行日：平成29年4月1日）

（1）目的

次の3点を行うことにより、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与する。

- ①食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定める。
- ②県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする。
- ③食品の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定める。

（2）特色

- ①食品関連事業者の自主的な安全・安心の確保の取組の促進
- ②自主回収報告制度の創設**
- ③食品表示の適正化の推進
- ④県民参加の推進

2 自主回収報告制度について

県安全安心条例では、県内に事務所等の施設を有する食品関連事業者が実施する食品の自主回収について、県への報告を規定している。この自主回収報告制度について、福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正により、平成29年4月1日から一部が福岡県から保健所設置市に移譲される。

（1）自主回収報告の対象となる事業者

県内に食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設（事務所、事業所、工場、倉庫等）を有する事業者

（2）報告が必要となる自主回収

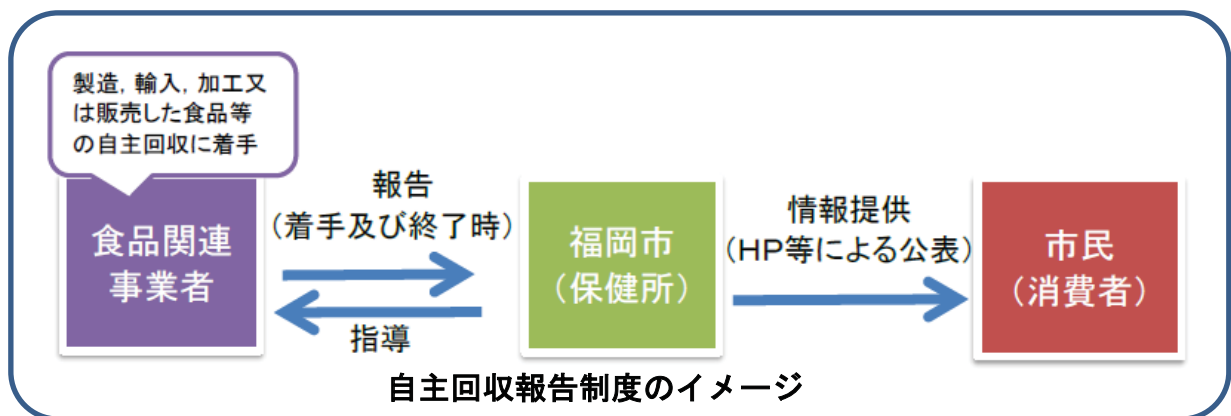
- ① 食品衛生法の規定に違反するもの
（成分規格違反、指定外添加物の使用等）
- ② 食品表示法の規定に違反するもののうち、次に掲げるもの
 - ア 消費期限又は賞味期限の誤表記（実際よりも後の年月日を表示したもの）
 - イ アレルゲン表示の欠落
 - ウ 保存方法の誤表記
- ③ 衛生管理が不適切であったため、人の健康を損なうおそれがある微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着したもの又はその疑いがあるもの
- ④ 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において

て、同様の被害の原因となるおそれがあるもの

- ⑤ 行政処分の対象となった食品等と同種又は類似の食品であって、同様の違反の疑いがあるもの

(3) 自主回収報告制度の流れ

- ① 食品関連事業者からの自主回収着手報告の受理
- ②-1 必要に応じ自主回収の方法等に対する指導
- ②-2 ホームページ等による、受理した報告の公表
- ③ 食品関連事業者からの自主回収終了報告の受理



(4) 期待される効果

- ① 健康への悪影響の未然防止
- ② 迅速な回収の促進
- ③ 市民の食品の安全性への信頼の向上

3 県安全安心条例及び自主回収報告制度の周知について

(1) 福岡県が実施及び予定しているもの

① 条例説明会の実施

平成 29 年 2 月に県内 5 会場にて実施（福岡市内は 2 会場）

② 県内コンビニエンスストアへのチラシの配架

③ 県広報紙及び県ホームページへの掲載

(2) 本市での対応

平成 29 年度食品衛生講習会で周知